

第3章 計画の理念と目標

第1節 計画の基本理念

(1) 計画の基本理念

自殺に関する法律や制度の改正、アンケート調査の結果などを総合的に踏まえ、本計画における基本理念を以下のように定めます。

図表21 計画の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない
“居心地の良い雲仙市”の実現

自殺に至るまでには様々な要因が複合的に連鎖することから、対症療法的な支援のみでは解決するには不十分であり、地域における複合的な支援が必要となります。また、ケースに応じた柔軟な支援が不可欠です。公的な支援のみならず、地域における相互の助け合いなど、地域福祉の役割が重要となります。

この基本理念は、行政と市民がともに協力し合いながら、自殺のみならず、身近な生活課題の解決を探るまちづくりを推進していくものです。“居心地の良い雲仙市”とは、困りごとや悩みがあっても、安心して周りに相談できる環境や自分らしくいられる居場所があるなど、少しでも前向きに生きようとする要因が多く存在する雲仙市の状態を想定しています。

また、自殺死亡者数を「ゼロ」とすることを目標として自殺対策に取り組みます。

(2) 基本施策

雲仙市の課題を踏まえ、以下に示す施策の方向性(基本施策)に沿って取り組みを進めていきます。

図表22 施策の方向性(基本施策)

- ① 市民への啓発・周知と自殺を防ぐ人材の育成
- ② 地域におけるつながり力の強化
- ③ 自殺リスクを減らす支援の提供

(3) 重点施策の設定

自殺総合対策推進センターが作成している「地域自殺実態プロファイル【2018更新版】」では、雲仙市に推奨される重点パッケージの1つとして、「高齢者」が挙げられています。これは、雲仙市の自殺の特徴等から設定されており、自殺を防ぐ地域づくりを推進していく上で考慮すべき項目となっています。

雲仙市においては、自殺死亡者数の多くが高齢者であること、今後も高齢者が増加していくことが見込まれることから、雲仙市をより住みやすい地域とし、計画期間における自殺死亡者数をゼロとするため、「高齢者への支援」を重点施策として掲げることとしました。

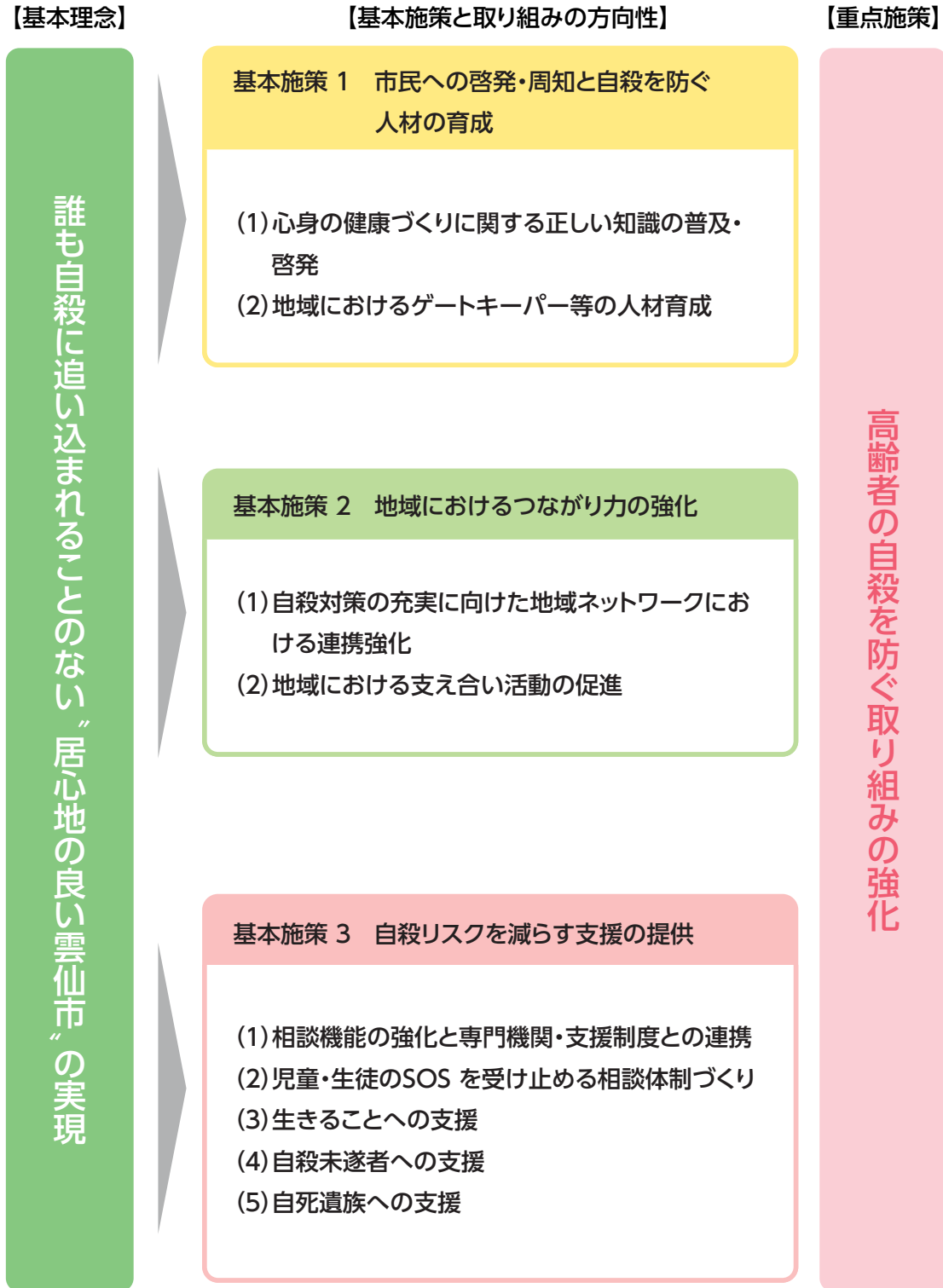
図表23 重点施策

● 高齢者の自殺を防ぐ取り組みの強化

(4) 施策体系

雲仙市の課題を踏まえ、以下に示す施策の方向性(基本施策)に沿って取り組みを進めていきます。

図表24 施策体系



(5) 施策の推進に向けて

次ページ以降では、本計画に基づいて実施する主な取り組みを掲載しています。
記載されている内容は以下のとおりです。

図表25 計画の見方

第4章 施策の推進

第1節 基本施策1 市民への啓発・周知と自殺を防ぐ人材の育成

(1) 心身の健康づくりに関する正しい知識の普及・啓発

自殺に至る要因として、「健康問題」が多いとされています。これは、自殺死亡者の多くがうつ病などの精神疾患を発症しているケースが多いことが要因の1つとして挙げられますが、心と身体は相互に作用しており、個人の健康状態に大きな影響を与えるとされています。心身ともに健やかに過ごすことはすべての市民の願いであり、これを実現するには、日頃の個人の健康づくりに対する取り組み等に加えて、社会全体で健康づくりを支援していくことが重要です。

雲仙市健康増進計画「健康うんぜん21(第2次)」等に基づいて実施されている既存の健康づくり施策等と連携しながら、一人ひとりの市民が自らの心身の状況について、正しく把握できる機会を提供するとともに、周りの人の健康などについて考える機会を提供します。また、精神疾患や自殺に関する基礎的な知識を広く普及していきます。

主な取り組みが掲載されています。

主な担当課を掲載しています。

No.	取り組み	概要	担当課	重点施策
1	こころの健康・自殺対策に関する周知・啓発活動の推進	精神保健事業の実施を通じて、こころの健康づくりや自殺対策に関する正しい知識の啓発・普及を図ります。	・健康づくり課	
2	相談窓口の周知と啓発	市や関連機関が設置する相談窓口を広報や市ウェブサイト等を通じて周知を図るとともに、市民が抱える悩みについて、関係機関で情報共有できる仕組みの構築に向けた取り組みを進めます。 また、「お守り型相談窓口リーフレット」を市役所窓口等に設置することで、各種相談窓口についての周知を図ります。	・健康づくり課 ・その他	重点施策である高齢者を対象とした取り組みには○がつけられています。
3	健康相談の実施	市民が本人あるいは家族等の健康について相談ができるよう、随時健康相談を行います。	・健康づくり課 ・子ども支援課 ・福祉課	○